

# いじめは法律で 禁止されています

滋賀県大津市で起こった悲惨ないじめ事件を契機に、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、ちょうど3年が経過しました。

この法律の目的は、学校、児童生徒、保護者、そして行政が力を合わせ、いじめをなくしていこうとするものです。ただ、残念ながら法律の成立後も全国で悲劇が繰り返されています。

「いじめ防止対策推進法」が国会（参議院）で審議されている折、高崎市のいじめ防止に向けた取組が先駆的な例として取り上げられました。

高崎市で学ぶ子どもたちが、いじめで悩むこともなく、楽しく充実した学校生活を送れるよう力をお貸しください。



## 第4条

**児童等は、いじめを行ってははいけません。**

## 第22条

**学校は、いじめ防止等のための組織を置きます。**

## 第9条

**保護者は、子の教育について責任があり、子どもがいじめをしないように規範意識などの指導に努めます。**

すべては子どもたちのために

高崎市いじめ防止推進協議会 (平成28年7月15日)



# ぜひ、子どもたちの取組にご協力を

- 1 【時間制限】のルールについて  
SNS使用制限時間を午後9時とする。

〈理由〉家族との時間をつくるため、健康を維持するため、勉強時間を確保するため、相手を気遣うため、など。

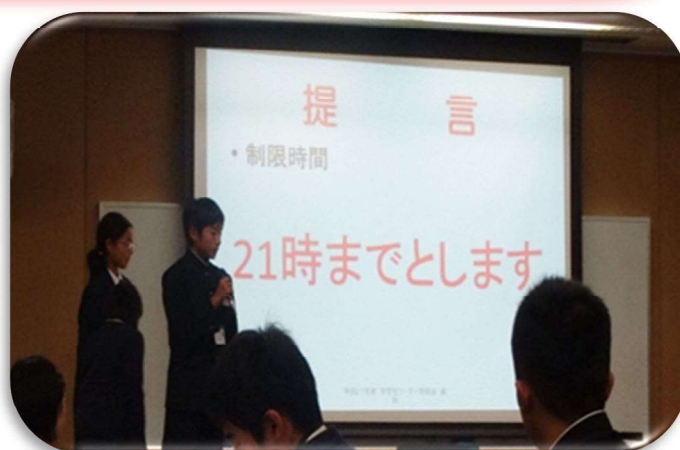
- 2 【使い方】のルールについて  
個人情報を書き込まない。  
相手の立場になって送信しよう。  
家族のルールを決めよう。

高崎市の各学校では携帯電話やスマートフォン等は児童生徒に必要な不可欠なものとは言えず、学校への持ち込みは認めてませんが、全国的にインターネットを通じた問題が連日のように報道されています。

「いじめ防止対策推進法」ではいじめ防止の活動を児童等が自主的に行うことを推進しています。これに応える形で、平成27年11月14日、市内中学校25校の代表生徒50名が、PTA本部役員の皆さんの助言なども踏まえ、SNS利用に関するルールについて、協議を行い、このような提言をしてくださいました。

インターネットにのせられた言葉や画像は完全に消すことはできません。

SNS利用によって傷つく仲間が出ないようにという願いを込めたルールを提言した中学生の思いを重く受け止めていただき、この提言が確実に実行されるようご協力をお願いします。



【中学生リーダー研修会の様子】  
提言を発表する代表中学生

ご相談やお問い合わせ先

高崎市教育委員会学校教育課

027-321-1293